

## 主張

当協会では  
下記の主に三  
つの共済事業  
を行っている  
ので、説明いた  
します。

まず、グループ保険  
(団体定期保険) は死亡  
または所定の高度

障害になった場合の  
保障を主な目的と  
する生命保険です。

会員は1億円まで  
の保障、会員の加入  
があれば、会員の加

入額を上限に配偶者20  
00万円までの保障に加  
入することができます。

審査はありますが、医師  
の審査は必要なく、告知  
のみで申し込むことがで  
きます。1年ごとの収支

計算を行い、余剰金があ

れば配当金をお支払いし  
ます。掛金も5歳刻みで  
変わるののでいつ加入して  
もよいです。

次に、休業保障(保険

医休業保障共済保障)は  
病気・けがで休業せざる  
をえなくなったとき、安

拠出金(保険料)は加入

時の年齢で決まると、  
加入審査があるので、疾  
病のない若年での加入が

有利です。

さらに、保険医年金  
(拠出型企業年金保険)  
の特長は、予定利率が現

開・年金受給一時金受取  
等の自在性を特長とし、  
長期の資金運用に適しま

す。

上記3大共済事業の

ほかにも、団体医師賠償  
責任保険・団体所得補償  
保険・集団扱火災保険、

の必要もないので、ご自  
分のライフステージの変  
化に同じ適時掛金の増減  
をされるのが肝要かと思  
います。私の例では、開

業時はグループ保険と休  
業保障をメインにし、保

險医年金は余剰資金が  
できたときに適時

加入し、子どもも独

# ライフステージに合わせた

# 共済のご活用を

心して療養をおくれるこ

とを目的とした制度で、

入院はもちろん自宅療  
養、また代診においても  
給付され、所得補償保険

等の加入に関係なく最長  
730日の給付期間があ  
り、給付金は非課税です。

在1・259パーセント、

国内有数の6社の生保

会社(大樹・明治安田・  
富国・日本・太陽・第二)

と団体契約し生命保険  
契約者保護機構に加入  
しリスクを分散し、増口・  
減口・払い込み中断・再

自動車保険も取り扱って

おりますので興味のある

先生は事務局にご連絡く  
ださい。

これら三つの共済は、  
自家共済制度なので運営  
費を極力抑えているが、  
資金に余裕があれば加入

休業保障はある程度維  
持しております。

3共済では加入期間  
中の掛金の所得控除、給  
付時の税額控除等有利

な取り扱いになる場合が  
あることを申し添えます。